

議案第五十八号

港区立幼稚園の保育料に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年七月十三日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立幼稚園の保育料に関する条例の一部を改正する条例

港区立幼稚園の保育料に関する条例（昭和二十二年港区条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる幼児について納付しなければならない保育料及び子育てサポート保育料（年間利用に係る保育料に限る。以下この条において同じ。）の額は、別表に定める額の二分の一に相当する額（その額に十円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

一 当年度分（四月分から八月分までの保育料及び子育てサポート保育料にあつては、前年度分。次号及び次項において同じ。）の区市町村民税のうち所得割課税額（別表備考三に

規定する所得割課税額をいう。次号及び次項において同じ。）が七万七千一百円未満である生計を一にする世帯であつて、当該世帯に属する特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第十四条の二に規定する特定被監護者等をいう。次号及び次項において同じ。）のうち九歳を超える者（九歳に達した日以後の最初の三月三十一日後にある者をいう。次項において同じ。）が一人のみである場合における最年長の幼児（次項第三号に該当する場合を除く。）

二 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が七万七千一百円未満である生計を一にする世帯で、かつ、当該世帯がひとり親世帯等（世帯員のいずれかが子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）第二十二条各号に掲げる者である世帯をいう。次項において同じ。）に該当する場合であつて、当該世帯に属する特定被監護者等の全てが小学校就学前の子どもである場合における最年長の幼児

3 第一項の規定にかかわらず、次に掲げる幼児に係る保育料及び子育てサポート保育料は、無料とする。

一 当該生計を一にする世帯に属する小学校就学前の子ども及び小学校第一学年から第三学年までに在学している子どものうち最年長の子ども以外の全ての幼児。ただし、当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が七万七千一百円以上の世帯に属する当該最年長の子ども以外の全ての幼児のうち最年長の幼児にあつては、当該最年長の子どもについて保育

を委託している場合、当該最年長の子どもが小学校第一学年から第三学年までに在学している場合その他これらに準ずるものとして港区教育委員会規則（以下「委員会規則」という。）で定める場合に限る。

二 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が七万七千一百円未満である生計を一にする世帯であつて、当該世帯に属する特定被監護者等のうち九歳を超える者が二人以上いる場合における最年長の幼児

三 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が七万七千一百円未満である生計を一にする世帯で、かつ、当該世帯がひとり親世帯等に該当する場合であつて、当該世帯に属する特定被監護者等のうち九歳を超える者が一人のみである場合における最年長の幼児

第三条中「港区教育委員会規則（以下「委員会規則」という。）を「委員会規則」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

各月初日の在籍幼児の 属する世帯の階層区分		保育料（月額）	子育てサポート保育料	
			年間利用（月額）	一時利用 （日額）
階層 区分	定 義			
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）による支援給付を含む。）を受けている者の属する世帯	円 0	円 0	円 0
B	A階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯及び当年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	0	0	0
C	1	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以下である世帯 2,100 3月分のみ1,660	2,100 3月分のみ1,660	650
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円を超え10,000円以下である世帯 3,100 3月分のみ3,050	3,100 3月分のみ3,050	650
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が10,000円を超える世帯 6,200 3月分のみ6,100	6,200 3月分のみ6,100	650

備考

- この表において「年間利用」とは年度を単位とする利用を、「一時利用」とは日を単位とする利用をいう。
- この表において「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、委員会規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 月の途中で入園し、又は利用を開始した幼児の属する世帯の当該月の階層区分については、当該入園し、又は利用を開始した日における在籍幼児の属する世帯の階層区分とする。
- 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の港区立幼稚園の保育料に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第二條第二項及び第三項並びに別表の規定は、平成二十八年四月分以後の保育料及び年間利用に係る子育てサポート保育料（改正後の条例第二條第一項に規定する子育てサポート保育料をいう。以下同じ。）から適用し、同年三月分までの保育料及び子育てサポート保育料については、なお従前の例による。

（説 明）

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第百八十六号）の施行による子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の一部改正に伴い、一定の所得未滿の多子世帯及びひとり親世帯等に係る多子計算の要件を緩和し、保育料負担を軽減するため、本案を提出いたします。